

令和6年9月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年9月10日 火曜日 午後3時00分から午後3時45分まで

2 開催場所 生活想像館

3 出席委員 (26人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	8番	中川 勝彦	
	2番	佐伯 守	9番	小谷 恵	
	3番	前田 繁昌	11番	森田 博文	
	4番	石原 文義	12番	濱田 厳	
	5番	安藤 幹雄	14番	遠藤 幸子	
	7番	山下 一郎			
推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴	
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹	
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚	
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介	
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美	
	7番	高虫 秀樹	14番	野口 浩義	
	8番	戸野 悦宏	15番	山根 章司	

4 遅刻委員 (1名) (推委12番 上田 陽介)

5 欠席委員 (4名) (農委6番 矢田 考志、10番 岡田 浩司、
農委13番 米澤 誠一、推委6番 河村 富士夫)

6 議事録署名委員の決定 (2番 佐伯 守、3番 前田 繁昌)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 地籍調査事業に係る農地の地目変更について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

8 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

局 長	徳 永 貴
主 幹	坂 田 真 寛
主 幹	西 川 援
事務補助員	山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 議長、お願いします。

議長 【議長挨拶】
・時候挨拶。
・秋の農作業について。

議長 それでは、今日の欠席届が、農業委員の6番さん、それから農委10番さん、農委13番委員さん、それから推進委員6番委員さんの欠席届が出ております。過半数を超えておりますので、今回が成立することを宣言いたします。
続きまして、議事録署名委員さんの決定ですが、今回は2番委員さん、3番委員さん、よろしくお願いします。

議長 それでは会務報告を、事務局のほうに説明をお願いします。

事務局 【会務報告】
(8月 9日) ・定例農業委員会について。
(8月22日) ・県常設審議委員会について。
・市町村農業委員会会長・事務局会議について。
・県農業委員会会長協議会総会について。
・農業次世代人材投資事業就農状況報告に係るほ場確認について。
(8月23日) ・人・農地チーム会議について。
(8月26日) ・大山地区農業相談日について。相談件数なし。
(8月27日) ・農業次世代人材投資事業就農状況報告に係る経営状況確認について。
(9月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。

議長 ありがとうございました。
何か質問等がございましたら、挙手をお願いします。
無いようですので、只今から議案の審議に入りたいと思います。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由を説明させていただきます。

1ページ目でございますが、番号14番、〇〇、田1筆、693㎡。畑1筆、

141㎡。合計834㎡になります。

譲渡事由は売買で、売買価格は全体で※円です。

譲受人の自宅の目の前にある申請地を、譲渡人との協議によって譲り受けることになり、申請をされたものになります。

続いて番号15、〇〇、田3筆。合計2,594㎡になります。

譲渡事由は売買で、売買価格は、〇〇△-△が※円、〇〇△-△が※円、〇〇△△△-△が※円です。

自宅に近い農地ということで、作物としてはサツマイモ、ジャガイモ、ネギの予定です。

いずれも、農地の利用状況、農作業の従事状況、地域との調和要件について、農地法第3条第2号各号には該当せず、許可要件を満たしているというふうを考えております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地確認をされてますので、番号14につきましては農委8番委員さん、15番につきましては推委14番委員さん、よろしくお願いいたします。

農委8番委員 8番です。

今日午前中、事務局と、推委8番委員、推委14番委員の4人で現地確認をしてまいりました。

14番の件ですけれども、田んぼと畑の2枚になっておりまして、田んぼのほうは耕耘してありまして、きれいになってました。

畑のほうは、野菜が植わってまして、両方とも管理状況は良好だと思えます。

審議のほうを、よろしくお願いいたします。

事務局 推委14番委員さん、報告をお願いします。

推委14番委員 14番です。

午前中、現地確認しまして、場所は〇〇△-△、△-△、場所は▲▲▲から▼▼のほうに向かっていきますと、◎◎集落を過ぎたら、ちょっと開けてきます。その道を挟んで、右側が△-△、左側が△-△です。管理はしてありました。

続きまして、〇〇△△△-△ですが、◎◎のバス停から10メートルほど上に上がりまして、すぐ左に◇◇集落に入る道がありますけれども、そのちょうど角っこのスタンドですね、ここも管理をされてありました。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、この議案に対して質疑ありましたら、挙手をお願いします。

何かありませんでしょうか。

はい。それでは無いようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、許可することに決定をいたしました。

議長 続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第5条第3項の規定により審議を求めます。

番号13番ですが、目的は太陽光発電設備の設置、譲渡人・譲受人については、2ページに記載のとおりです。こちらは8月に審議していただき、許可不相当となりました案件になります。

申請者へ確認したところ、事業計画としては変更なしで再度ご審議いただきたいということで改めて議案として上程しております。

ただし、当初計画のパネルが廃盤になったことによるパネル2枚減、それに伴うパネル容量の数字が少し減少しております。また図面上、スロープ位置の追加、それから右上の離隔距離算出表の訂正がありまして、差し替えがございましたので、そちらのほうでご確認をお願いいたします。

(推委12番委員、15時15分着席)

まず、前回の定例総会後からの経過について説明いたします。

県関係ですけれども、県へは、申請書類一式と意見書を添えて進達を行いました。

その際、意見書には大きく2つ記載しております。

1つ目は、申請容量に対するパネル容量、パネルの枚数が過大であり、必要以上の面積を転用する計画と思われるため、不許可相当との意見というのが1つ。

2つ目に、加えて、管理が不十分な太陽光発電施設が見受けられることもあるため、被害防除計画書に記載されている除草作業の継続した実施を行うよう意見したい旨を2つ目として記載しております。

県との調整では、現時点では許可・不許可の判断は行わずに、審査保留という状態になっておりまして、この度の再審議後、改めて意見書を進達する流れとなっております。

次に、事業者関係との調整・確認ですけれども、まずスペースの確認でございます。

用語の説明ですけれども、資料の右側のほうに、申請容量とありますけれども、これは「電力会社に電力を申請をする容量」で、その下にありますパネル容量とは、「実際に申請地内にパネルを配置する枚数」というふうになります。

パネル容量をいくら増やしても、送電出来る電力は49.5kwという仕組みになっております。

先月の審議の中で、「配置図に記載されている申請容量49.5kwに対し、パネル容量が多すぎるのでは」というところからスペースの確認を要しておりました。

申請容量に対する適切なパネル容量の考え方を事業者へ尋ねたところ、雲が

多い日やパネルの動作不良も見越してのパネル容量設定でありまして、またその数値の算出については事業者によって違うため、今回の事業者、申請者であります〇〇〇〇〇〇〇〇〇合同会社が算出した効率が良い容量としては、「申請容量49.5kwに対しパネル容量114.66kw」となっております。

また、パネルの集まりをアレイ、片仮名でアレイと呼びますが、アレイとアレイの間の距離も、右上の離隔距離算出表にあるとおり、効率的な離隔距離は2,539ミリということが専用ソフトで算出されておりました、配置図でも2,500ミリのスペースをとっております。

また、過去の大山町の案件で、メンテナンス車両や地域の方の駐車可能なスペースを設置する計画に変更したという話もございましたが、本計画では既存のスロープ上に駐車可能のため、現計画のままで考えておられるということでした。

その他、設置期間中のメンテナンスや除草作業について懸念しているという意見もございました。

計画する除草作業は年2回ですが、施設の出入口には事業者名や管理会社名、連絡先が記載された標識が設置されるので、仮に地元からの要望がある場合等、そこに連絡を貰えれば、管理委託を受けた事業者がその都度対応を行う体制となっております。

また事業終了後にはパネルの撤去が行われますが、自主的に1事業30年計画としており、事業終了10年前より自主的に撤去費用の積み立てを行い、適切に処分するよう予定されています。

このあたりについては、従来の町のほうで用意しておりました、被害防除計画書に太陽光発電施設用ということで、確認項目を追加した様式に差し替えまして、事業者より管理計画の確認を行っております。

また、許可後の対応についての御意見もございましたので、県のほうへ確認を行いました。

まず1つ目ですけれども、許可時の条件についての意見がございました。

国からの通知で必ず記載しないといけない条件というのは記載しているところですが、太陽光案件に限らず、許可とした場合に、審査の段階で生じた疑義の調整が行われているため、特段、個別内容に応じた許可条件を付ける対応は考えておられないということでした。

続いて2つ目にですね、農地転用完了後の農業委員会や許可権者の関わりについての意見がございました。

これについては、転用許可となり工事完了以降は農地法の範囲外であり、農業委員会や許可権者にできる有効な手段というのはほとんど無いのではないかとの見解でした。

では、今回のような「太陽光発電施設で不適切な案件が発生してしまった場合にどこが主体的に対応していくか」というと、経済産業省の中にある資源エネルギー庁というところになると思われまして、インターネット上から不適切案

件を通報するような情報提供フォームが備えられていますので、もし発生した場合はこうしたところで情報提供するという手段も検討されてみられてはどうか」というふうに助言をいただいております。

国のほうでも、今年4月に施行された改正再エネ特措法に基づき不適切案件に対する現地調査等の強化や処分が進められておりまして、実際、8月5日に農地法違反等の不適切な事由が確認されたということで342件に、太陽光関連の交付金の一時停止措置が取られた案件というのもございます。

また、今年の4月から資材置場や駐車場を目的とした転用については、転用完了後間もなく太陽光発電施設へ転用される事例というのが全国的に見られていたことから、「工事完了後3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」というような条件が付くようになり、違反転用に対する処分の偽り等不正手段は許可取消等の上、原状回復等の措置もありうるというような運用が出てきていることも、関連して情報提供のほうさせていただきます。

説明については以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

現地確認をされてますので、農委8番委員さん、よろしくお願いします。

農委8番委員 本日午前中、事務局と推委8番委員、推委14番委員の4名で現地確認してまいりました。

場所は□□選果場の西側100メートルぐらいのところにありまして、現状では草が多少生えてましたけども、管理状況は良好だと思われます。

雨水については地下浸透ということで、特に問題は無いと思われます。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、この議案について質問等がある方は挙手をお願いします。

どうでしょうか。前回、かなり審議されましたけど、その後、こういう形で報告されました。

何かございましたら、挙手をお願いします。

よろしいですか。

(農委7番委員、挙手)

農委7番委員さん、どうぞ。

農委7番委員 7番です。

パネル容量の関係で、売買できる量の倍以上の発電能力を持つパネルで196枚必要だということですけども、本当に、実際に、他の事業者さんで今までの申請では、こんなにたくさんの枚数を設置する業者さんはほとんどなかったと思います。

実際に、ここの事業者が、恐らくここが全国で初めてではないと思いますし、実績として、いつもこういった枚数を設置してるかどうかの。

要は、1,000㎡未満で、49kwぐらいであれば十分発電可能なパネルが設置できるというのが通例だと思ってました。

それが、倍近いものが必要だということで、それは曇ったときに発電量が非常に少ない状態でも、49kwを供給したいがために、これだけのものを実際に付けるのかどんなのかということで、委員の中にも実際にこんなにたくさんパネルを設置するの、しないのってというような疑問が前回もあったわけなので、実績として、この事業者が全国あちこちでされておられる状況と同じ状況であれば話は分かるんですけども、ここだけが196枚で、◆◆県で設置は100の半分でしか設置していないというような事業者なのかどんなのかが確認できますでしょうか。

事務局

はい。他県のものも一つ頂いてまして、■■■県のものになるんですけども、面積としては1,638㎡の場所になりますけれども、申請容量としては49.5kwで、パネル容量としては114.66kwということで、今回と同じ内容になっております。

ただ、アレイ間の距離というのは3,200ミリということになってまして、この理由を尋ねたところ、適正な、効率的な距離というのはソフトによって大体2,500ミリ前後というふうになるんですけども、影の影響の関係で、本当はそこの距離がとればとれるほど、発電効率がいいということで、他県のものでは1,638㎡のものでは、3,200ミリをとって設置をしたというふうに資料を頂いております。

議長

いいですか。

農委7番委員

ありがとうございました。

要は、全国的にこの事業者がこういった形で実績があるということですね。

事務局

はい。

農委7番委員

はい、分かりました。

議長

よろしいですか。

農委7番委員

はい。

議長

その他、よろしいでしょうか。

それでは、無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。挙手多数により承認することに決定いたします。

議長

続きまして議案第3号、地籍調査事業に係る農地の地目変更について、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。議案第3号、地籍調査事業に係る農地の地目変更について。別紙のとおり、大山町長から照会がありましたので、意見を求めます。

このたび、□□地区と◇◇地区の照会を受けております。

まず、□□地区の○○○、△△及び▽▽▽の各一部になりますが、7ページ右側の表を御覧ください。

ナンバー1から30までの土地が記載されている、地籍調査後の地目変更にな

るという表になっております。

全体図は、はぐっていただいて8ページで、調査の結果、この場所がこのような形状の土地になるというものです。各筆については、9ページから14ページで、現在の登記上の土地を分筆や合筆でこのように行ったという図面になります。土地の一覧表の番号と、それぞれ図面のほうが対応しております。

続きまして、◇◇地区の▲▲及び▼▼の各一部になりますが、15ページのほうに一覧表を載せております。

地籍調査を委託している事業所が異なるので、図面の様式も異なっておりますが、全体図については16ページ、各筆については17ページから25ページになります。こちらも土地の一覧表の番号とそれぞれ図面のほうが対応しております。

そして地籍調査事業ということですが、地籍調査というのが、市町村が主体となって、一筆、一地番ごとに、土地の所有者、地番、地目と調整して、境界の面積を測量する調査となっております。

土地に関する記録については登記所、ここでは法務局米子支局において管理をされていますが、土地の位置や形状を示す情報として、登記所に備えつけられている地図や図面というのは古い地図もあって、境界や形状などが現在の状況とは異なっているものもあります。

また、登記簿謄本に記載された情報も現状とは異なっている場合がありますので、地籍調査の成果によって、登記簿や地図が更新されていくという流れになっております。

この度照会のあった各一覧表の土地については、▲▲及び▼▼の各一部は担当地区の農委14番委員と推委13番委員で8月22日に、○○○、△△及び▽▽▽の各一部については推委2番委員と推委3番委員で8月26日に現地調査を行ってまいりました。

状況については、地籍調査で見立てた地目と同様でしたので報告をさせていただきます。

説明は以上になります。

議長

それでは、現地確認委員さん、現地を確認されてますので、□□地区については推委3番委員さん、◇◇地区については推委13番委員さん、よろしくお願いします。

推委3番委員 失礼します。□□地区についての報告をいたします。

8月26日、推委2番委員と私、後、事務局の方で確認いたしました。

地籍調査で判定された地目どおりであることを確認いたしました。

以上です。

推委13番委員 13番です。8月22日に、農委14番委員と事務局の○○さんと現地確認に行ってきました。

ほぼ調査の地目どおりでよかったんですが、15ページの1と2番の▲▲の田んぼにおきましては、ちょっと道が私の背丈ぐらいの草が現地まで生い茂って

いましたが、このとおりでいいと思われま

以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

何か、議案について質問のある方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定いたします。

議長

続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、受理したので議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは、このことにつきまして何か質問等がございます方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、原案のとおり決定をいたします。

議長

続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、説明をお願いします。

事務局

はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

説明は以上ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はい。それでは、1番2番については、後で審議させていただきます。

1番2番を除いて、何か質問のある方は。

(推委3番委員、挙手)

どうぞ。

推委3番委員 はい。29ページの23の、土地の表示ところで○○○○○○△△△△、これはどの辺に当たるんですか。

教えていただきたいです。

事務局 ちょっと待ってくださいね。

議長、いいですか。

議長 はい。

事務局 失礼します。23番の●●●●●●が持たれてる、◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆さんが借りられる農地ですけれども、すみません、ちょっと地図で具体のところがちょっと出てこないところではありますけれども、◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆さんがある、あの辺りの下の農地で、今まで別の方が作られてて、◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆さんが周りを耕作されてて、今回、作られる方が止められるということで、◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆さんが新たに借りられることになったというところですよ。

よろしいでしょうか。

推委3番委員 分かりました。

議長 その他、ありますか。

では無いようですので、1、2番を除いて、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定いたしました。

議長 それでは、推委4番さん(議事参与の制限のため退室を)ちょっと。

(推委4番委員、退室)

それでは、1番2番について審議を行いたいと思います。

このことについて、何か質問等がありましたら。

それでは無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定いたします。

(推委4番委員、入室)

議長 それでは、6番目の報告事項になりますけど、後で確認をしておいてください。

その他、何か事務局のほうありますか。

事務局 はい。閉会になりましたら、また後ほど連絡させていただきますのでよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。

それでは、10月の定例の農業委員会について、御相談申し上げます。

10月につきましては、10月の10日、木曜日、午後3時から、今度は中山農村環境改善センターで行いたいと思います。直った、直るようですので、よろしくお願いします。

現地確認当番は、農委5番委員さんと推委6番委員さん、推委12番委員さんですので、よろしくお願いします。

その他、事務局より閉会後の連絡事項がありますので、その旨御承知おきください。

特に無ければ、本日の会議を閉会したいと思います。

ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

江原 宏昭

議事録署名委員

佐伯 守

議事録署名委員

前田 繁昌

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。